

| | |
|--------------|--|
| 11-(1) | 在留資格認定証明書の電子申請の導入 |
| 要望の視点 | 1.行政手続の簡素化 |
| 規制の根拠法令 | 出入国管理及び難民認定法 |
| 要望の具体的内容 | <p>高度外国人材のより円滑な受け入れを進めるため、一定の基準を満たす事業者等については、在留資格認定証明書の電子申請が可能となるようにすべきである。</p> |
| 規制の現状と要望理由 | <p>近年法務省の積極的な取り組みにより、在留資格認定証明書の発給に際し、一定の基準を満たす事業者については、申請書類の簡素化、発給期間の短縮化などが図られてきた。</p> <p>今後は政府が進める高度外国人材の一層の受け入れ促進に向け、一定の条件を課した上で、在留資格認定証明書を電子的に申請できる制度を設けるなど、行政手続の簡素化、電子化を進めて行くことが期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省出入国管理局 |

| | |
|--------------|---|
| 11-(2) | 技能実習中の海外出張の可能化 |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 出入国管理及び難民認定法 |
| 要望の具体的内容 | <p>在留資格「技能実習」をもって国内で活動を行う場合には、技能実習生が「住所を有する地域において習得することが不可能又は困難である技能等を修得」する場合には限られている。このため、技能実習の一環として実習計画の中に海外出張を組み込めるか明確となっていない。</p> <p>①日本で学んだ技能を実際に母国などで転用が可能かどうかを確かめるなど、実習の成果や課題を確認するための海外出張を許容すべきである。</p> <p>②仮に現行制度でもそうした出張が許容されるのであれば、その旨を周知徹底すべきである。</p> |
| 規制の現状と要望理由 | <p>わが国企業の活動がグローバル化する中、技能実習制度を用いて現地法人や海外協力企業の技能者を育成することがますます重要になっている。技能実習生は帰国後、日本で学んだ技能を部下や後輩に指導するとともに、外注先の育成、製造装置の改善などにつなげていくことが期待されるが、日本と外国では製造工程をとりまく環境が異なるため、日本で学んだ技能をそのまま導入することは難しい。このため、実習期間中に母国等に一時帰国し、日本で学んだ技能が実際に転用可能かなど、実習の成果や課題を現場で確認する作業が必要となっている。</p> <p>しかし現行制度では、母国などにおいて習得することが不可能又は困難である技能等を修得することが技能実習の要件となっており、実習の一環として母国等に海外出張することは基本的に想定されていない。そのため、実習計画の中に予め海外出張を組み込むことが可能かどうか不明である。</p> <p>現状では、母国で学んだ技能が転用可能かどうかを確認するためには、技能実習生が休暇を取り実費で一時帰国するしか方法がなく、実習生側の負担も大きくなっている。</p> <p>また、企業活動のグローバル化に伴い、わが国での実習の一環として国外の製造・サービス現場を視察するなど、海外動向を見据えた実習が必要となる機会も増える可能性がある。このため、技能習得の一環としての海外出張が可能である旨を明らかにする必要がある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省出入国管理局 |

| | |
|------------------|---|
| 11-(3) | EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士が活躍するための環境整備 |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 保健師助産師看護師法、社会福祉士及び介護福祉士法 |
| 要望の 具体的内容 | <p>看護師、介護福祉士に求められる能力を確保しつつ、EPAに基づき来日する候補者がわが国で活躍できる環境を整備する観点から、国家試験の回数や試験問題の表記などについてさらなる見直しを行うべきである。</p> <p>第100回看護師試験から病名に英語を標記する等の工夫が採られているが、病名以外にも身体の部位や症状などの難解用語に英語併記を認めるなど試験問題にさらなる工夫を行うとともに、試験回数の増大など受験機会を増やすことも検討すべきである。また、介護福祉士試験についても同様の措置を行うことが求められる。</p> |
| 規制の現状と 要望理由 | <p>EPA協定に基づくインドネシア人、フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者は、一定期間内(看護師は3年、介護福祉士は4年)に日本人と同じ国家試験を日本語で受験し、合格しなければ引き続き在留できない制度となっている。</p> <p>これら候補者は、出身国の資格制度や実務経験を通じて一定の知識・技能が担保されており、また日本語についても、来日時の語学研修と、受入施設での研修を通じて、日本語でのコミュニケーションを行い、業務をこなす状況にある。</p> <p>また、看護、介護分野の人材については、わが国において今後需要の増加が予想される一方、国際的にも人材獲得競争が激化しつつあり、積極的にこれら分野の人材の育成、確保を図る必要がある。EPA締結国との関係においても、国際的な技術移転を進め、友好関係の増進に資する観点から、EPAに基づいて来日する看護師・介護福祉士候補者が、わが国国内において能力を発揮していくことが望まれる。</p> <p>本件に関し、2011年3月11日閣議決定により、2008年及び2009年に入国した候補者について特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り認めることが決定されたが、早期の資格者として就労可能となるよう年間に複数回の試験を実施すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁 及び担当課 | 厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室、 社会・援護局福祉基盤課 外務省 経済局経済連携課 |

| | |
|--------------|--|
| 11-(4) | 年金脱退一時金制度の見直し |
| 要望の視点 | 3.規制・制度の撤廃や見直し |
| 規制の根拠法令 | 厚生年金保険法附則第29条 |
| 要望の具体的内容 | 年金脱退一時金制度が実態に即した制度となるよう見直すべく早期に検討を開始すべきである。 |
| 規制の現状と要望理由 | <p>現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、高度な外国人材が離日を考える一つの契機になっている。</p> <p>36カ月という脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間などが考慮された結果であるとされている。しかし今後高度外国人材の受け入れを進めて行く中で、外国人の在留の長期化が予想される。現に、2009年には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に伸張される(2009年7月15日から3年以内に施行)など、在留資格の面でも在留の長期化に向けた制度が構築されている。脱退一時金についても、外国人の在留の長期化に沿った制度の見直しに着手すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省年金局 |